

# プロパー協調融資型保証制度

# スクラム5000

スクラム5000は、一定の資格要件のもとに、  
地域の金融機関と協調して  
中小企業・小規模事業者の皆様の資金ニーズに  
迅速に対応することを目的とする保証制度です。

## ① 対象者

中小企業信用保険法に定める中小企業・小規模事業者であって、  
以下に掲げる(1)から(2)までの要件をすべて満たす「法人」の方  
(1)業歴2年以上で、連続して2期以上の税務申告を実施している方  
(2)CRD料率区分が④以上の方

## ② 協調融資

保証付き融資の実行と同時に、信用保証協会の保証を付さない融資を、  
本制度による保証付き融資額の「5割以上」の割合の金額にて同等の融資  
条件(貸付金利を除く)で貸し付けすることが必要となります。

## ③ 保証申込限度額

5,000万円以内  
(一般無担保保証8,000万円以内)

## ④ 保証割合

責任共有対象に限る

## ⑤ 保証期間

(1)一括返済の場合 1年以内  
(2)分割返済の場合 10年以内  
なお、据置期間はそれぞれの期間のうち1年以内  
(注：地方公共団体の融資制度により取り扱う場合は、各制度要綱の定めるところによる)

## ⑥ 信用保証料率

責任共有対象の基準料率 (単位:年率%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	—	—	—	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

会計参与設置会社割引(▲0.1%)あり

## ⑦ 対象資金

事業資金(運転・設備資金の併用可)  
ただし、他行肩代資金および不動産取得・所有不動産  
の増築・改築は対象外とする。  
なお、借換資金は対象外とするが、借換対象が本制度  
によるもののみの場合、同一金融機関における借換  
資金は対象とする。

## ⑧ 貸付形式

証書貸付または  
手形貸付

## ⑨ 返済方法

一括返済または  
分割弁済

## ⑩ 貸付金利

取扱金融機関所定利率  
(注：地方公共団体の融資制度により取り扱う場合は、各制度要綱  
の定めるところによる)

## ⑪ 担保・保証人

担保:不要  
保証人:必要となる場合がある  
ただし、原則として法人代表者に限る

## ⑫ 事前相談

専用の事前照会票による事前申込が必要となります

## ⑬ 備考

保証申込時には本制度所定の資格要件申告書が必要  
となります

## お問い合わせ先のご案内

本店 060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地  
(代表)TEL 011-241-2231

函館支店 040-8691 函館市大森町24番1号  
TEL 0138-23-8425

帯広支店 080-8691 帯広市西3条南6丁目18番地2  
TEL 0155-24-3658

北見支店 090-8691 北見市北8条東1丁目3番地  
TEL 0157-24-5196

小樽支店 047-8691 小樽市稲穂2丁目22番1号  
(小樽経済センター2階)  
TEL 0134-22-5188

旭川支店 070-8691 旭川市7条通13丁目59番地2  
TEL 0166-24-1441

釧路支店 085-8691 釧路市黒金町6丁目1番地  
TEL 0154-23-1361

室蘭支店 050-8691 室蘭市東町4丁目29番1号  
(市中小企業センター3階)  
TEL 0143-45-6001

滝川支店 073-8691 滝川市大町2丁目5番32号  
TEL 0125-23-1201

苫小牧支店 053-8725 苫小牧市表町1丁目1番13号  
(苫小牧経済センタービル2階)  
TEL 0144-33-1751

お体の不自由なお客様へ  
ご来店時は職員がお手伝いいたしますので、事前にご連絡ください。